

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 労働

1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性44.9%、男性76.9%

平成14(2002)年の女性雇用者数は520千人で、男女雇用機会均等法(29ページ参照)施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、20年間で167千人(47.3%)増加しています。

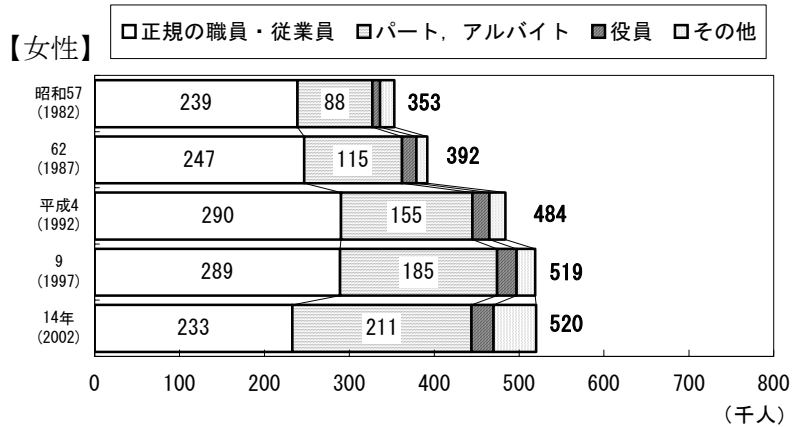
一方、男性雇用者数は719千人

人で、54千人(8.1%)の増加となっています。

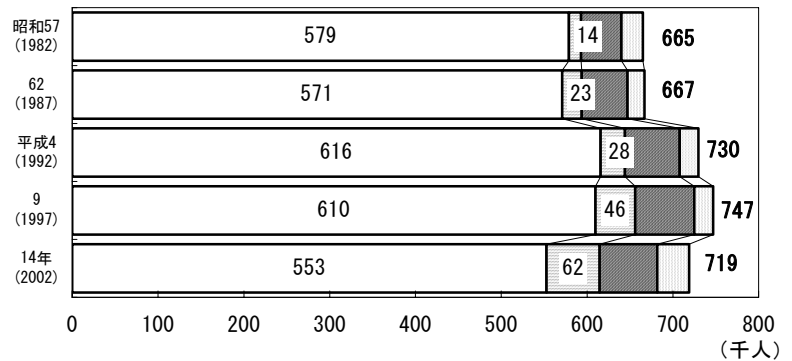
雇用形態別に見ると、平成14(2002)年の正規の職員・従業員の割合では、女性は44.9%で、男性の76.9%を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は50.2%で、男性の13.8%を大きく上回っており、男女ともに上昇傾向にあ

雇用形態別に見た雇用者数の推移

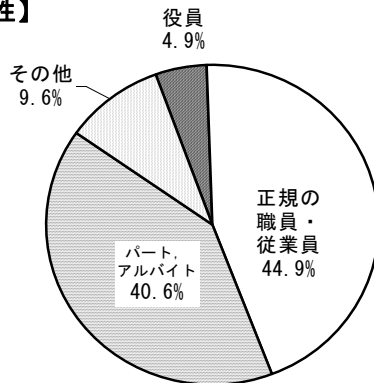


【男性】

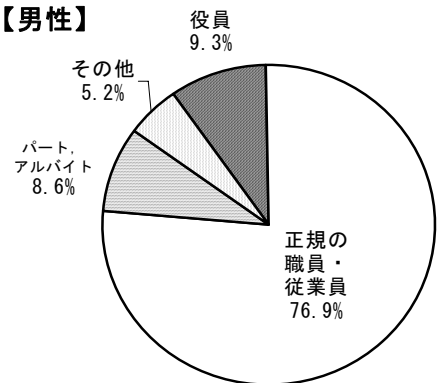


雇用形態別に見た雇用者数の割合[平成14(2002)年]

【女性】



【男性】



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

2 労働力率

女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

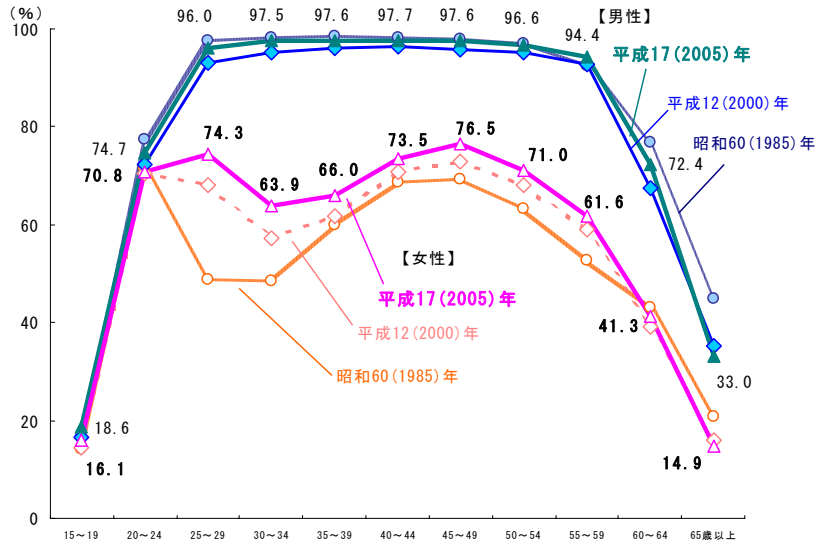
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

平成17(2005)年の労働力率を全国と比較すると、男女共に同様の傾向が見られます。

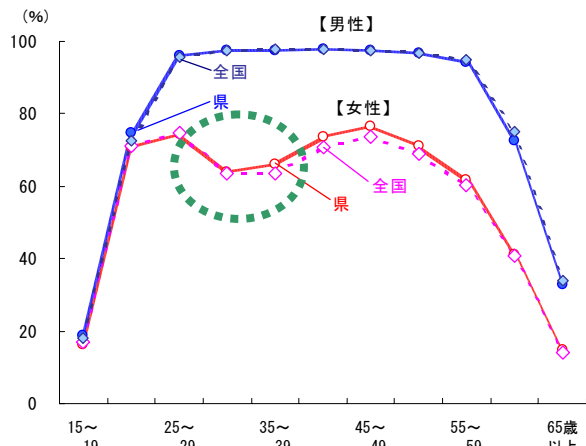
また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

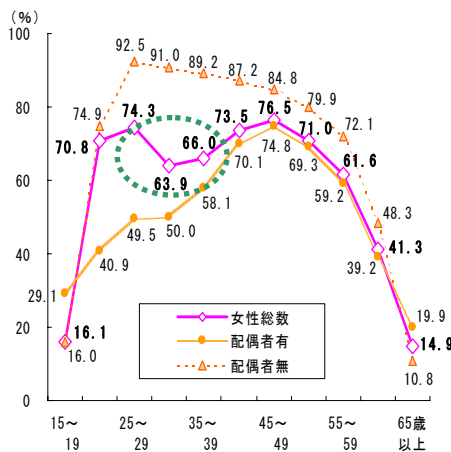
年齢別労働力率



【参考】年齢別労働力率(全国・県) [平成17(2005)年]



女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成17(2005)年]



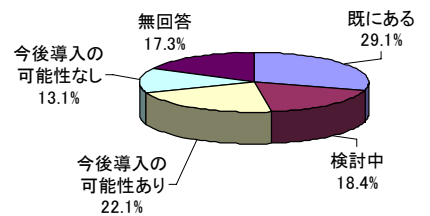
(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年の労働力率は労働力状態不詳を除いて算出している。

労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)
非労働力人口 (主に家事従事、学生、高齢者等)

資料:総務省「国勢調査」

【参考】再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

〔事業主調査〕



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500社

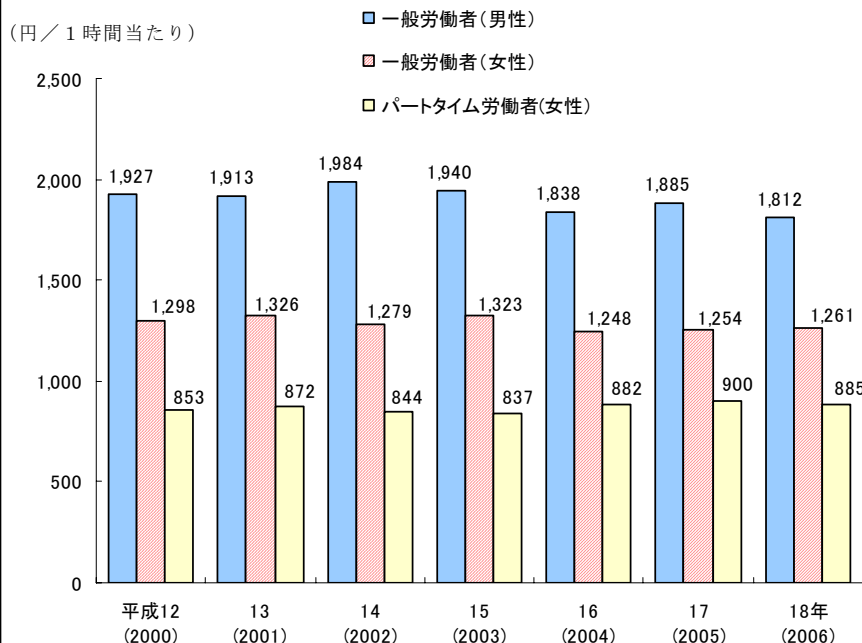
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

3 労働者の賃金

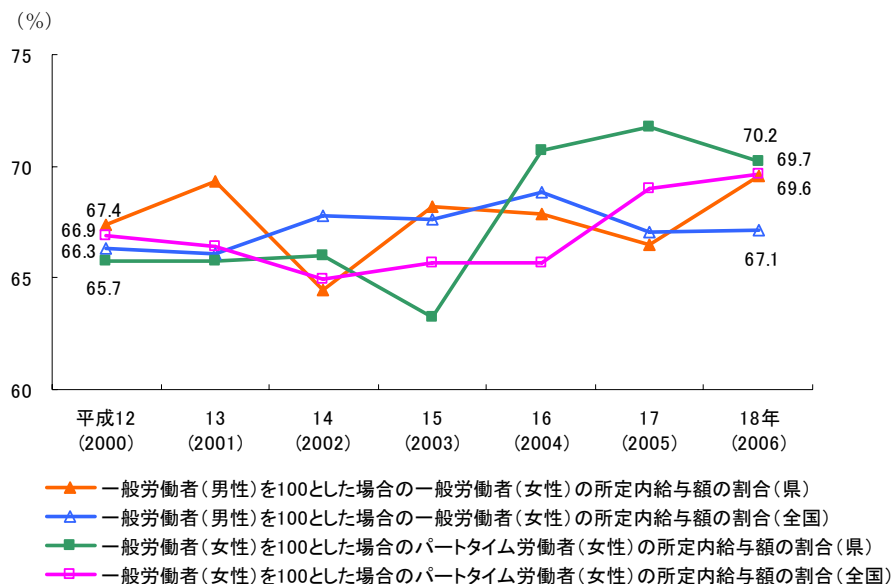
女性の給与額は男性の69.6%

一般労働者（女性）の1時間当たりの所定内給与額は、平成18（2006）年で一般労働者（男性）の69.6%であり、全国と比較すると、2.5ポイント高くなっていますが、男女間の差には、依然として開きがあります。

労働者の所定内給与額の推移



労働者の所定内給与額の格差の推移（全国・県）



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たりの所定内給与額：

各年6月分として支給された所定内給与額を同月の所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：パートタイム労働者以外の労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 職業生活と家庭生活の両立

1 育児・介護休業制度

【整備状況】

育児休業制度は 69.8%、介護休業制度は 59.7%の事業所で整備

育児・介護休業制度（31 ページ参照）については、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

また、平成 14（2002）年度と比較すると、平成 17（2005）年度の整備率は、育児休業制度が 12.9 ポイント、介護休業制度が 14.7 ポイント上昇しています。

【育児休業】

1 歳に満たない子を養育する男女労働者が対象で、子が 1 歳（一定の場合は 1 歳 6 ヶ月）に達するまで取得できます。平成 17（2005）年 4 月に育児・介護休業法が改正施行され、一定の範囲の期間雇用者は対象となりました。

（次に該当するものを除く）

日々雇い入れられるものや、労使協定で定められた一定の労働者（配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者等）

【介護休業】

対象家族（※）を 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族 1 人につき、一の要介護状態ごとに 1 回、通算して 93 日を限度として取得できます。

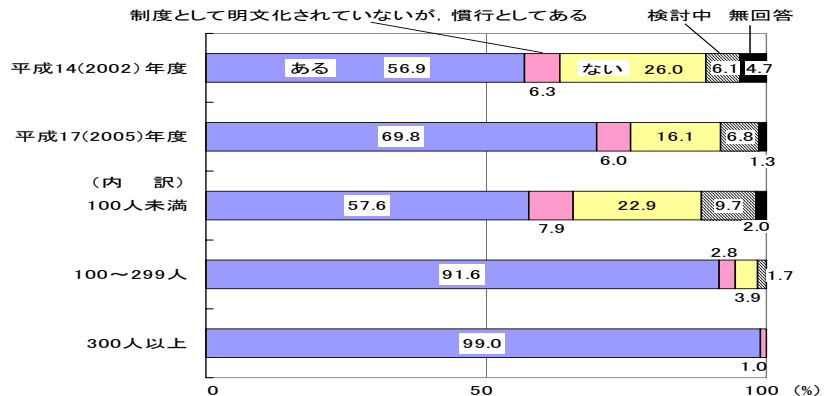
（※対象家族）

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 14（2002）年度は 2,000 社）

資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」、広島県人権・男女共同参画室調べ

育児休業制度の規定の有無 【事業主調査】



【参考】育児休業制度の規定状況(全国)

平成 14（2002）年度 規定あり 61.4%

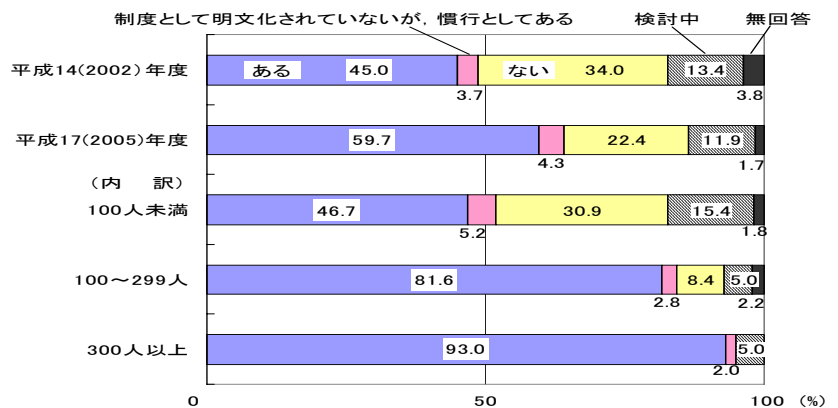
平成 17（2005）年度 規定あり 61.6%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所

（平成 14（2002）年度は約 10,000 事業所）

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

介護休業制度の規定の有無 【事業主調査】



【参考】介護休業制度の規定状況(全国)

平成 14（2002）年度 規定あり 55.3%

平成 17（2005）年度 規定あり 55.6%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所

（平成 14（2002）年度は約 10,000 事業所）

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

【育児休業の取得状況】

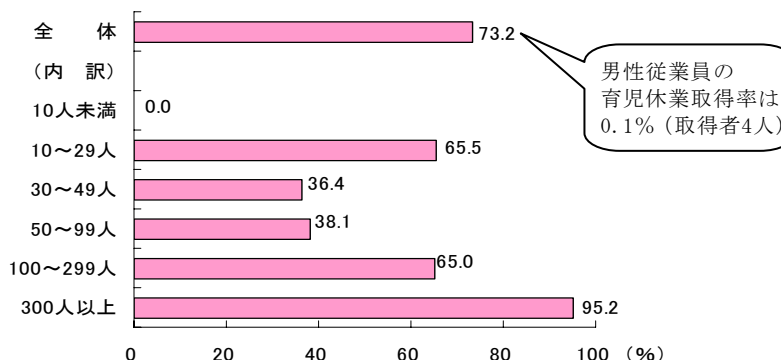
育児休業の取得状況は、**女性 73.2%、男性 0.1%**

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）については、女性従業員 73.2%、男性従業員 0.1%となっています。

女性従業員の育児休業取得率

【事業主調査】

（平成 16（2004）年 6 月 1 日から平成 17（2005）年 6 月 1 日までの状況）



【参考】育児休業取得率(全国)

女性 72.3% 男性 0.5%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所
平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、平成 17（2005）年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）の割合

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

【介護休業の利用状況】

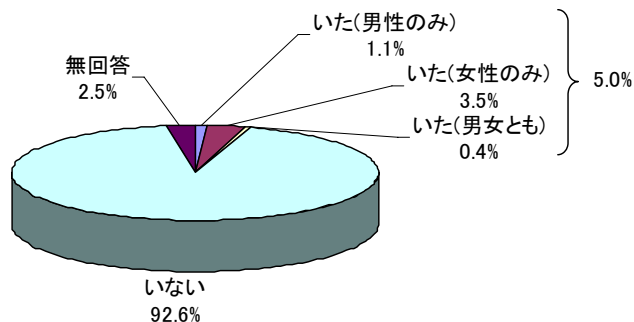
介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は **5.0%**

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 5.0%となっています。

介護休業制度の利用状況

【事業主調査】

（平成 16（2004）年 6 月 1 日から平成 17（2005）年 6 月 1 日までの状況）



【参考】介護休業制度の利用状況(全国)

1.0% { 女性のみ 0.69%
男性のみ 0.27%
男女とも 0.04%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所
平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 14（2002）年度は 2,000 社）
育児休業取得率：平成 17（2005）年 6 月 1 日において勤務している従業員で、育児休業を取得した者の割合
介護休業制度の利用状況：平成 17（2005）年 6 月 1 日において勤務している従業員で、介護休業を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 17（2005）年度）

【利用希望】

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度共に「上司や同僚に気兼ね」、男性では育児休業については「子どもの世話をしてくれる人がいる」、介護休業については「休業中の収入が減少する」が最多

女性従業員は、今後、出産したときは、59.9%が育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しない」と回答した人も29.3%に達しています。

その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(38.7%)、「復職後同じ仕事に就けるか不安」(35.7%)などをあげています。

一方、男性従業員は、「利用しない」と回答した人が60.5%で、その主な理由としては、「子どもの世話をしてくれる人がいる」(38.7%)、「休業中の収入が減少する」(33.3%)などをあげています。

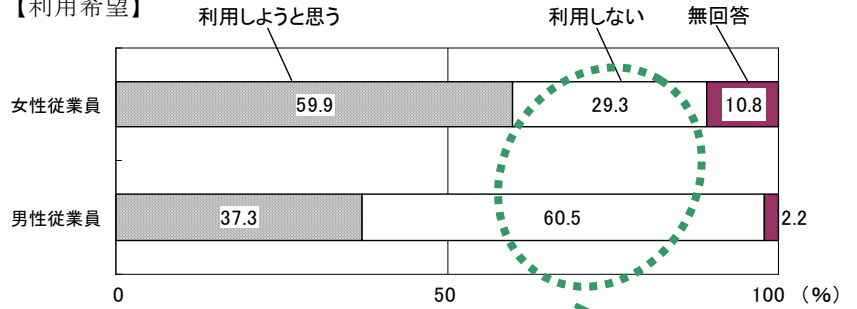
介護休業制度の利用希望については、女性従業員69.6%、男性従業員64.4%となっています。

「利用しない」と回答した人は、女性従業員27.2%、男性従業員34.0%で、その主な理由として、女性従業員は「上司や同僚に気兼ね」(40.3%)、「会社で介護休業をとった例がない」(37.1%)などを、男性従業員は「休業中の収入が減少する」(36.9%)、「上司や同僚に気兼ね」(29.2%)などをあげています。

(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005) 年度)

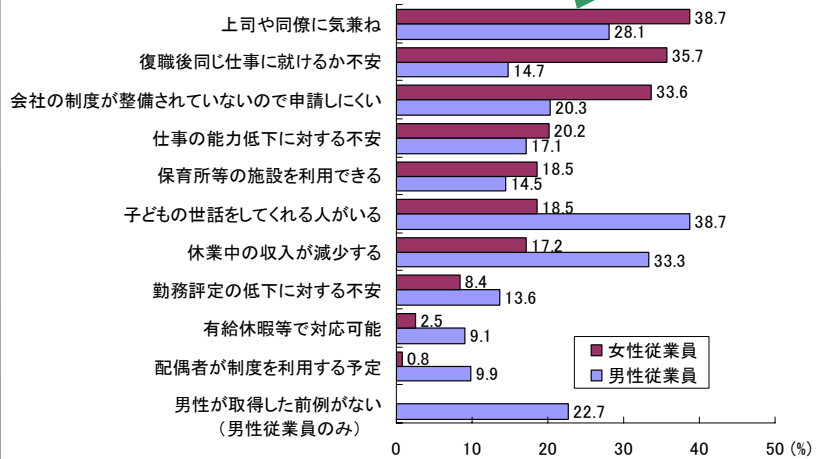
育児休業制度

【利用希望】



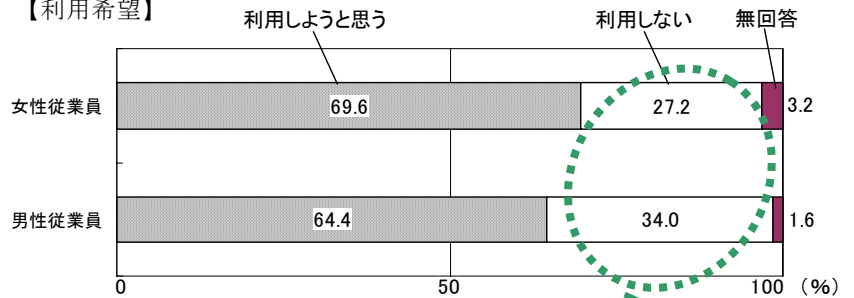
【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員) 複数回答



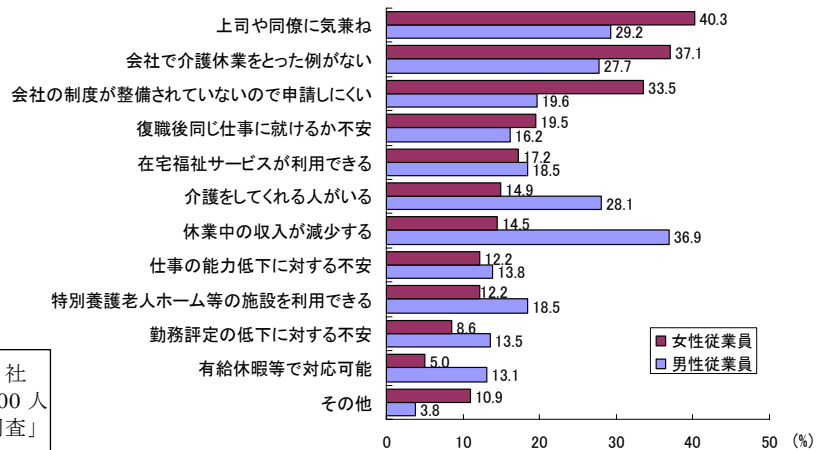
介護休業制度

【利用希望】



【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員) 複数回答



【男性の育児休業】

男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の約70%

男性の育児休業制度利用に対して、男女共に肯定的な意見が約3分の2を超えています。反面、平成17(2006)年度に「取得しない方がよい」と回答した割合は、女性従業員13.2%、男性従業員21.3%となっています。

2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は28.0%の事業所で整備

子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は28.0%となっています。

【子の看護休暇】

小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、創設されました。

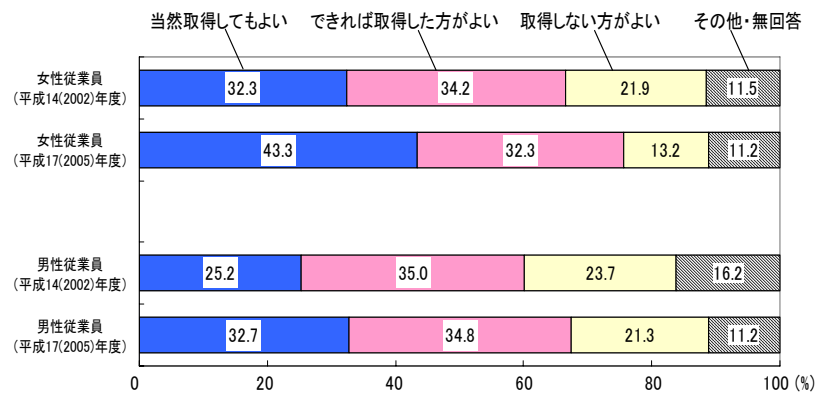
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人

(平成14(2002)年度は2,000人)

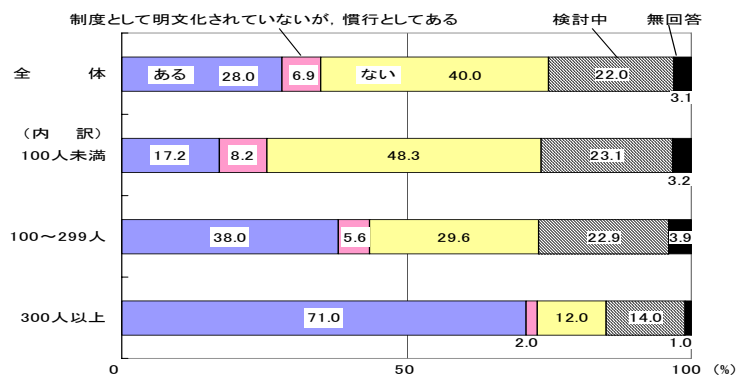
子の看護休暇制度の利用状況：平成17(2005)年6月1日において勤務している従業員で、子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」、広島県人権・男女共同参画室調べ

男性の育児休業制度利用に対する考え



子の看護休暇制度の規定の有無 [平成17(2005)年度] [事業主調査]



【参考】子の看護休暇制度の規定状況(全国)

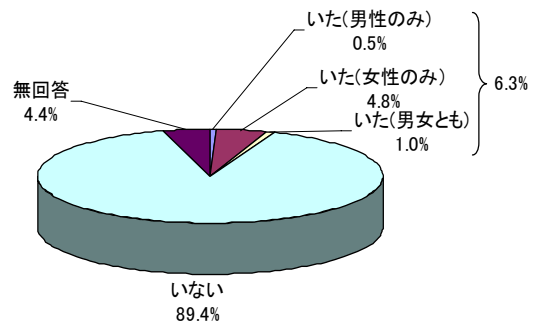
平成17(2005)年度 規定あり 33.8%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち10,025事業所

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

子の看護休暇制度の利用状況 [平成17(2005)年度] [事業主調査]

(平成16(2004)年6月1日から平成17(2005)年6月1日までの状況)



【参考】子の看護休暇制度の利用状況(全国)

8.2%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち10,025事業所

平成17(2005)年10月1日において勤務している従業員で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成17(2005)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までに子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

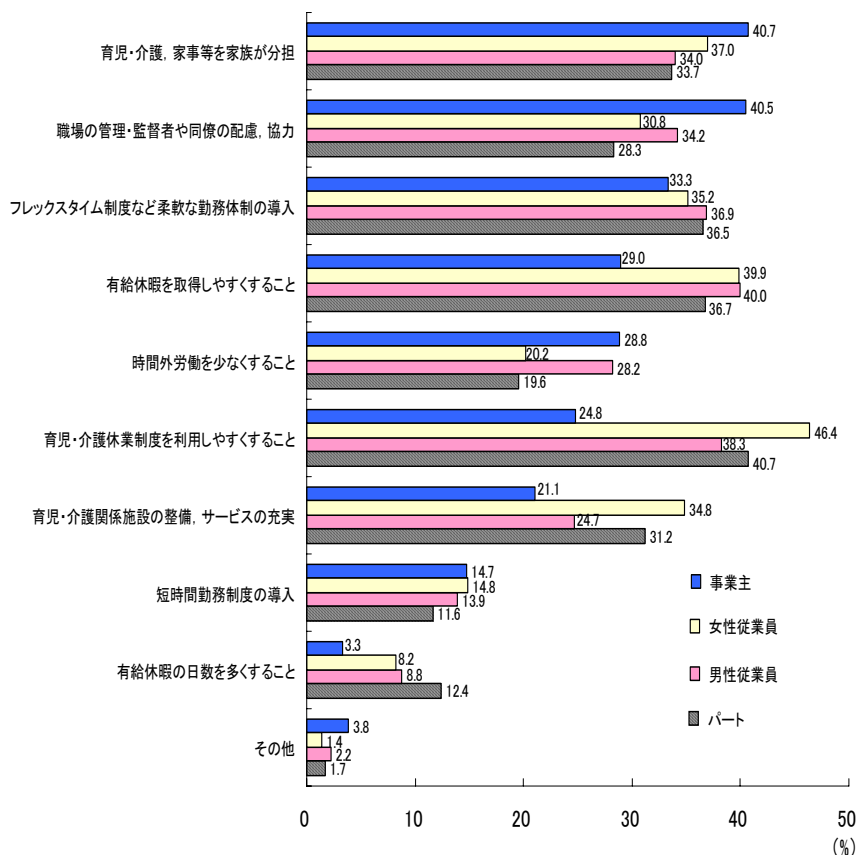
3 仕事と家庭の両立

従業員が求めるものは、
制度を利用しやすい環境

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主は、「育児・介護、家事等を家族が分担」を最も多くあげています。

一方、女性従業員とパートは「育児・介護休業制度を利用しやすくすること」を、男性従業員は「有給休暇を取得しやすくすること」を最も多くあげています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



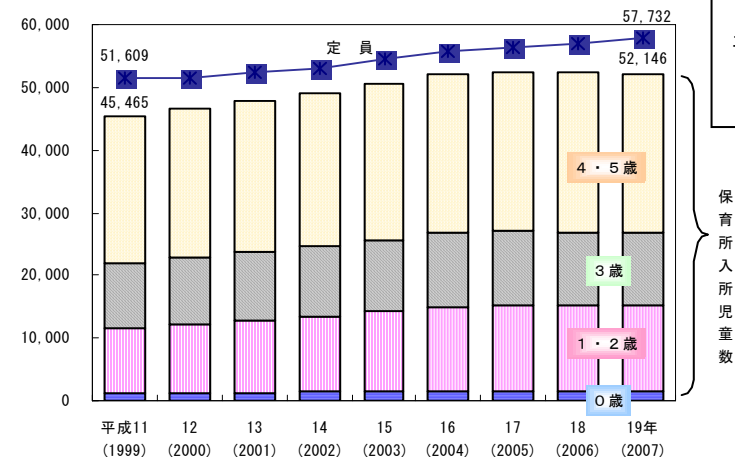
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005) 年度)

4 保育所入所児童数

入所児童数は横ばい傾向

県内の保育所入所児童数は、平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在で 52,146 人で横ばい傾向で、待機児童数は 56 人と減少しています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



■ 社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は県議会で増加，市町議会で横ばい傾向

県議会の女性議員は，平成 19 (2007) 年 4 月 29 日の任期満了に伴う改選後，5 人 (7.6%) に増加しました。

一方，市町議会の女性議員については，市町村合併の影響により，人数は減少しましたが，割合は横ばい傾向にあります。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は県では増加，市町では横ばい傾向

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため，県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果，県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は，「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」に掲げている平成 22 (2010) 年度の目標値 30% に対して，平成 19 (2007) 年 6 月 1 日現在で 25.9% となっています。

なお，市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は，平成 19 (2006) 年 4 月 1 日現在で 23.0% となっています。

（市町の審議会等委員の状況については 64 ページ参照）

県・市町の議員の状況

[平成 18 (2006) 年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	68 (70) 66※	3 (3) 5※	4.4 (4.3) 7.6※
市町議会	652 (707)	49 (51)	7.5 (7.2)
市	483 (499)	39 (37)	8.1 (7.4)
町	169 (208)	10 (14)	5.9 (6.7)

(注) 括弧内は前年同期

※平成 19 (2007) 年 4 月 30 日現在

資料：広島県選挙管理委員会調べ

県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 19(2007)年 6 月 1 日現在]

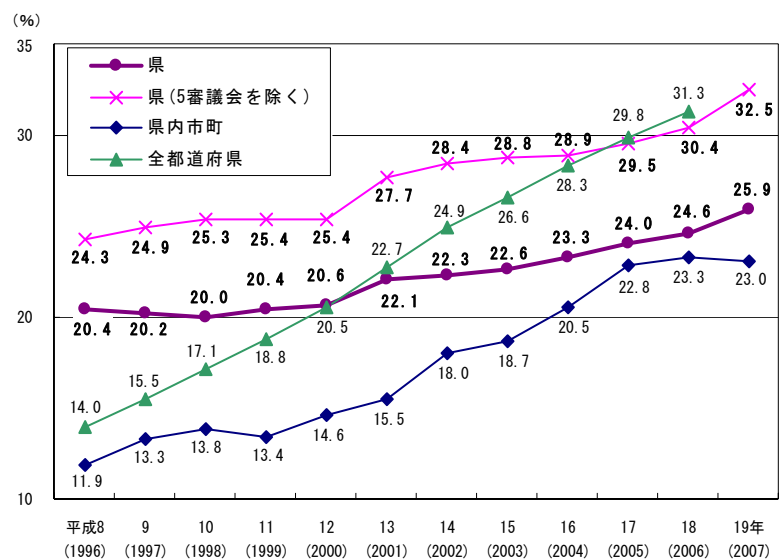
区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	71 (71)	12 (12)	16.9 (16.9)
審議会等	51 (53)	48 (50)	94.1 (94.3)	1,114 (1,168)	288 (287)	25.9 (24.6)
5 審議会※を 除く	46 (48)	46 (48)	100.0 (100.0)	877 (931)	285 (283)	32.5 (30.4)

(注) 括弧内は前年同期

※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県交通安全対策会議，広島県石油コンビナート等防災本部，
広島県防災会議，広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事室，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



(注) 県は 6 月 1 日現在

市町は 4 月 1 日現在 (ただし，平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)

平成 19(2007)年の全都道府県の数値は，内閣府が平成 19(2007)年 8 月に公表予定

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，
広島県人事室，広島県人権・男女共同参画室，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

3 県職員の採用

県職員の採用者に占める
女性割合は 45.6%

平成 19 (2007) 年度の県職員の採用者数は 57 人で、女性 26 人 (45.6%)、男性 31 人 (54.4%) となっています。

4 県・市町の職員及び管理職

県、市町とも女性管理職の割合は、長期的には増加傾向

平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の県職員は 7,167 人で、女性職員 2,072 人 (28.9%)、男性職員 5,095 人 (71.1%) となっています。

このうち管理職 (室長相当職以上) にある女性職員は 30 人で、全管理職 595 人に占める割合は 5.0% となっており、前年と比較して、県立広島大学の公立学校法人化に伴って減少していますが、長期的には増加傾向で推移しています。

また、県内の市町職員は 29,312 人で、女性職員 11,155 人 (38.1%)、男性職員 18,157 人 (61.9%) となっています。

このうち管理職 (課長相当職以上) にある女性職員は 256 人で、全管理職 2,748 人に占める割合は 9.3% となっており、前年と比較して増加しています。

県職員の採用状況

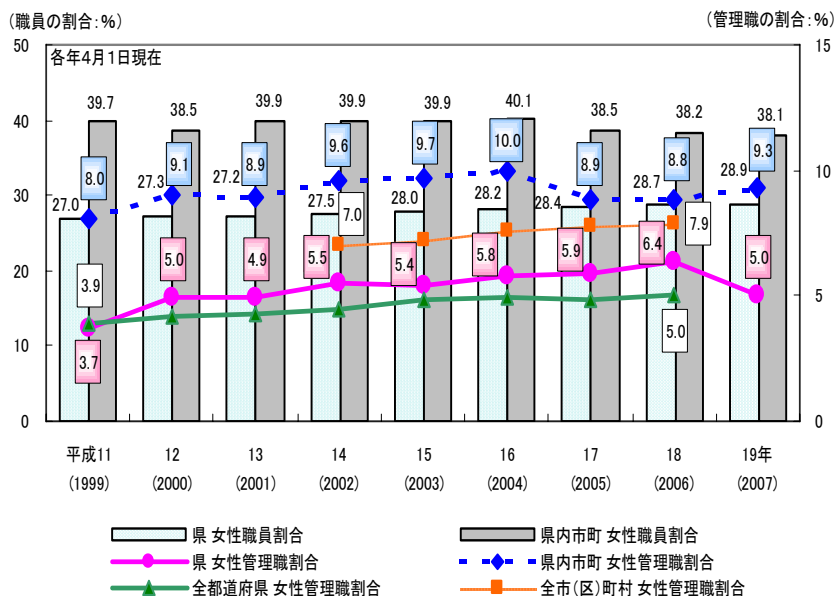
区 分	採用者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
平成 15(2003)年度	119	47	72	39.5
平成 16(2004)年度	95	35	60	36.8
平成 17(2005)年度	37	17	20	45.9
平成 18(2006)年度	33	14	19	42.4
平成 19(2007)年度	57	26	31	45.6

(注) 各年 4 月 1 日現在

採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計 (警察官試験による採用者は含まない。)

資料：広島県人事委員会調べ

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)



[平成 19(2007)年 4 月 1 日現在]

区 分		総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
県	職員数	7,167	2,072	5,095	28.9
	管理職	595	30	565	5.0
市町	職員数	29,312	11,155	18,157	38.1
	管理職	2,748	256	2,492	9.3

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会及び公営企業部の一般職職員数 (平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の職員数には、公立大学法人化に伴い県立大学教員は含まない。)

市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の全都道府県及び全市 (区) 町村の女性管理職割合は、内閣府が平成 19 (2007) 年 8 月に公表予定
全市 (区) 町村の女性管理職割合は、平成 14 (2002) 年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事室，広島県人権・男女共同参画室，広島県教育委員会調べ

5 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は36.2%、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」が最多

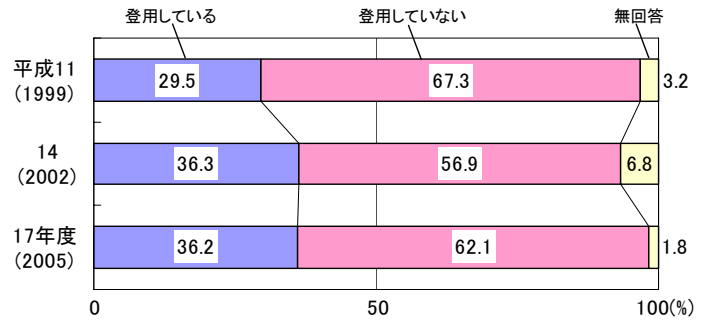
女性を管理職に登用している事業所の割合は36.2%で、平成14(2002)年度と比較すると、横ばい傾向にあります。

また、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」と回答した事業主の割合が42.6%となっています。

女性を管理職に「登用していない」主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

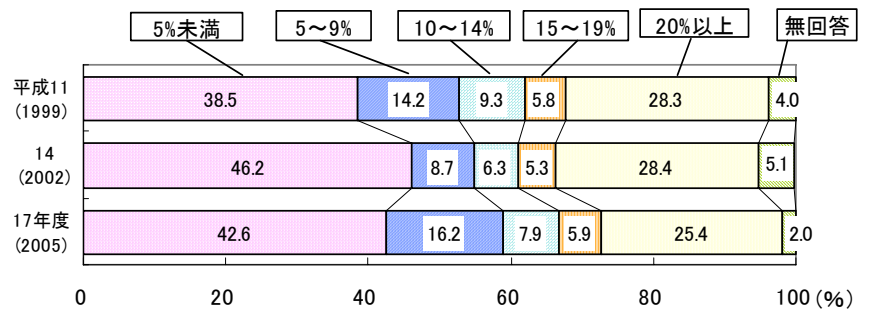
女性管理職の登用状況

〔事業主調査〕



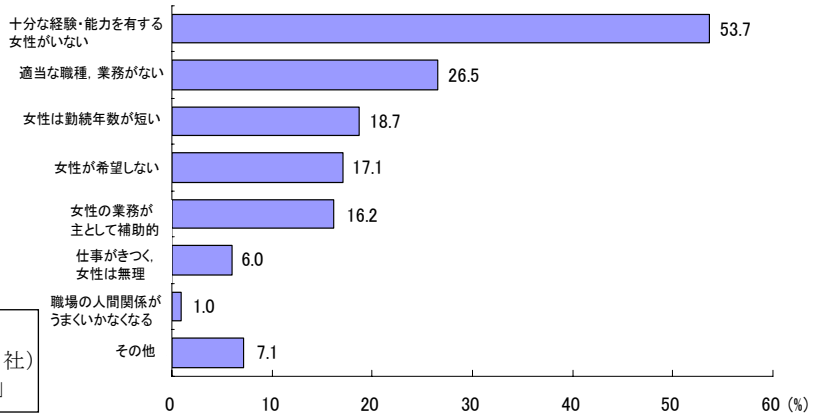
全管理職に占める女性管理職の割合

〔事業主調査〕



女性を管理職に登用しない理由〔平成17(2005)年度〕

〔事業主調査〕 (「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 (平成 11 (1999)・14 (2002) 年度は 2,000 社)
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況は10%未満

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が1.1%、農業委員が4.2%、漁協役員が0.5%などとなっています。

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

〔平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在〕

区分	総数 (人)	女性	
		人数 (人)	割合 (%)
農協役員	436	5	1.1
農業委員	668	28	4.2
農業士	361	27	7.5
青年農業士	52	0	0.0
指導農業士	61	2	3.3
漁協役員	868	4	0.5

(注) 農協役員及び漁協役員は平成 18 (2006) 年 3 月 31 日現在
資料：広島県農林水産部調べ

■ 意識

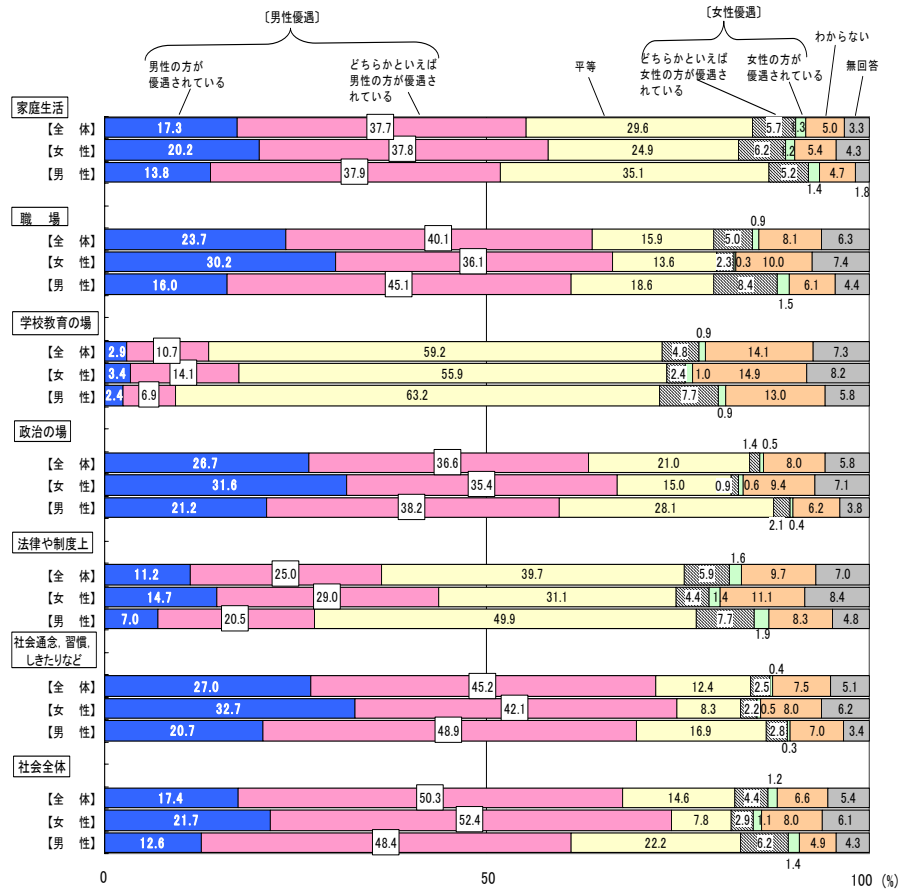
1 男女の地位

「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、[男性優遇]と感じている人の割合が50%以上

男女の地位の平等感について、[平等]と回答した人の割合は「学校教育の場」で59.2%と最も高く、次いで「法律や制度上」(39.7%)、「家庭生活」(29.6%)となっています。

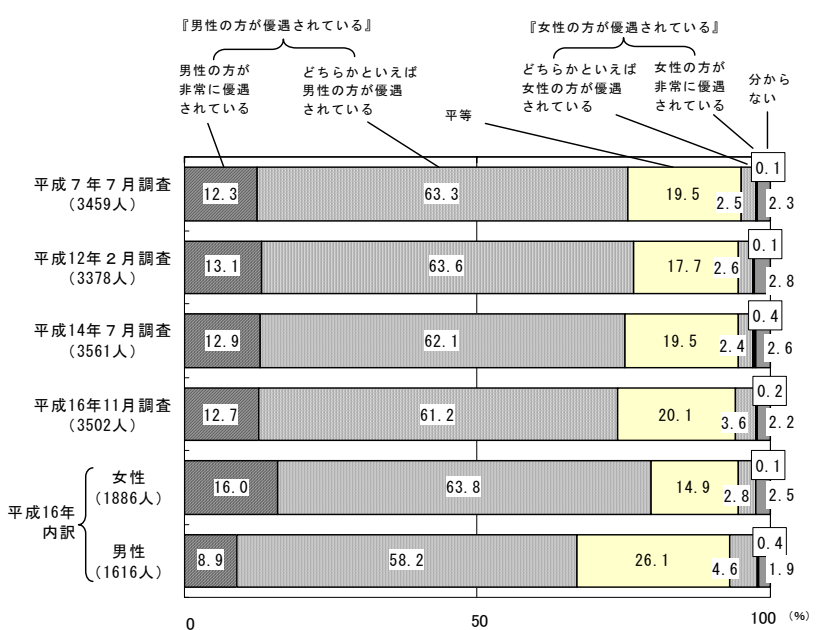
また、[男性優遇]（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、習慣、しきたりなど」が72.2%で最も高く、「社会全体」(67.7%)、「職場」(63.8%)と続いており、すべての分野で[女性優遇]（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

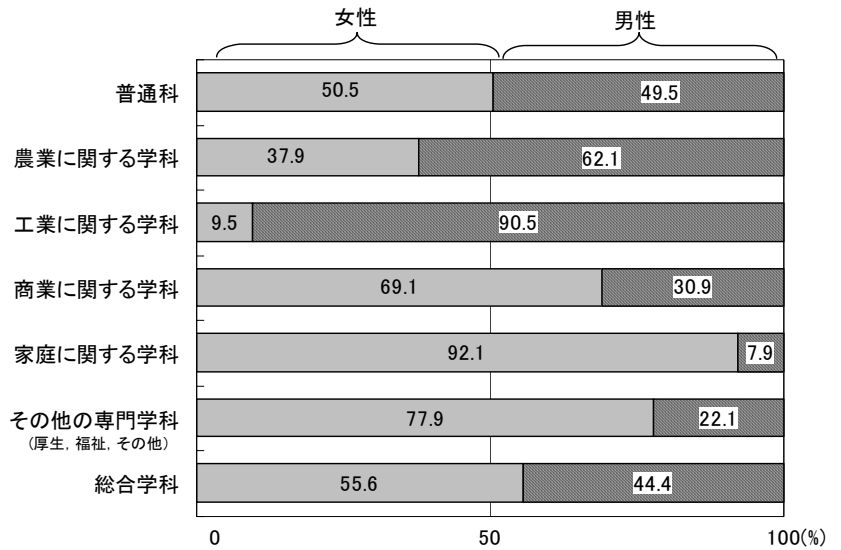
■ 教 育

1 高等学校の生徒

「家庭に関する学科」では女性が、「工業に関する学科」では男性が、90%以上

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が92.1%と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の90.5%となっています。

② 高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。
資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」
(平成 18 (2006) 年度)

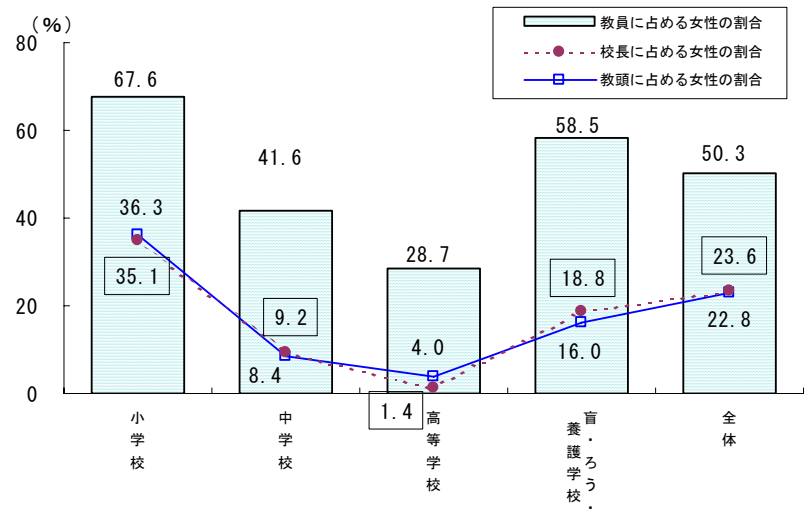
2 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率
女性管理職の割合は校長 23.6%, 教頭 22.8%

平成 18 (2006) 年度の県内の小・中・高等学校, 盲・ろう・養護学校の教員数は, 22,418 人で, 女性 11,276 人 (50.3%), 男性 11,142 人 (49.7%) と, 男女比率はほぼ同率となっています。

このうち, 女性管理職の状況を見ると, 校長は 23.6%, 教頭は 22.8% となっています。

② 教員・校長・教頭に占める女性の割合



(単位：人)

区 分	教 員 数			校 長			教 頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,738	6,582	3,156	584	205	379	595	216	379
中学校	5,622	2,339	3,283	250	23	227	286	24	262
高等学校	5,952	1,708	4,244	138	2	136	198	8	190
盲・ろう・養護学校	1,106	647	459	16	3	13	25	4	21
県全体	22,418	11,276	11,142	988	233	755	1,104	252	852
割合 (%)		50.3	49.7		23.6	76.4		22.8	77.2
【参考】全国	982,368	472,204	510,164	38,088	4,857	33,231	43,272	6,509	36,763
割合 (%)		48.1	51.9		12.8	87.2		15.0	85.0

(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。
資料：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成 18 (2006) 年度)

■ 家 庭

1 男性の家事等への参加

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が最多

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

2 1日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、女性は家事・育児、男性は仕事の時間が長い

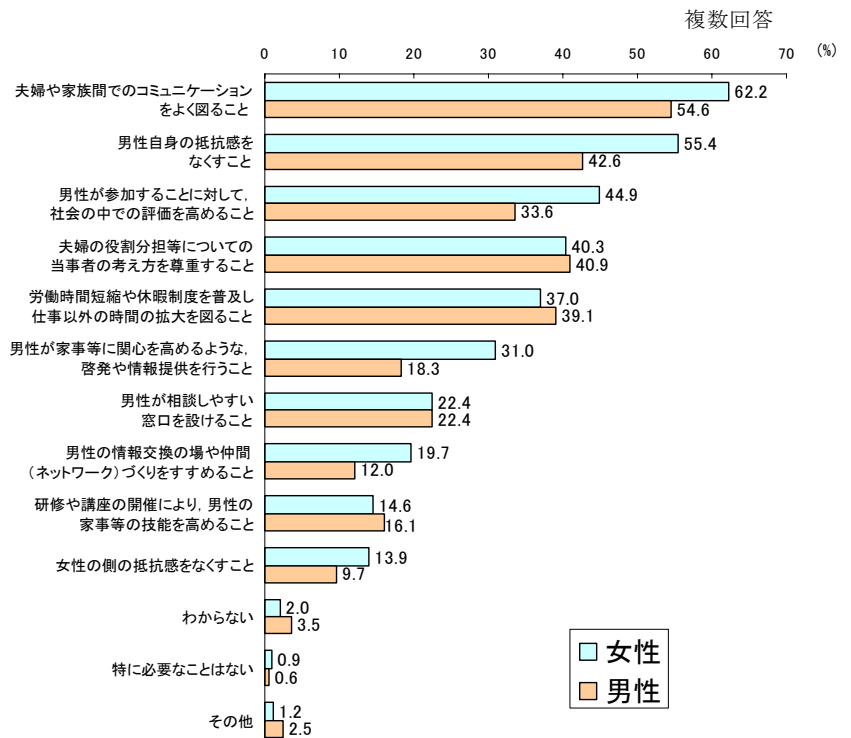
県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

その内訳を年代別に見ると、15～24歳の年代では学業と仕事関連の時間に男女の差はほとんどありませんが、そのほかの年代は、女性は家事関連・育児、男性は仕事関連の時間が長いという結果になっています。

- 1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

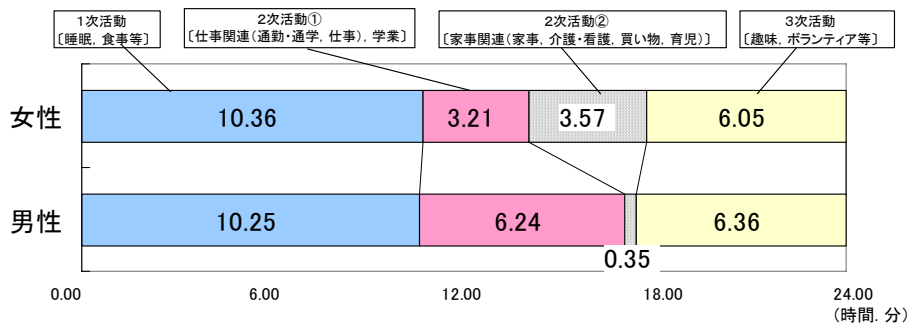
(注) 調査対象は、平成7年国勢調査調査区のうち、県内36市町、120調査区の中から無作為に抽出した約1,500世帯に居住する15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成13(2001)年)

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

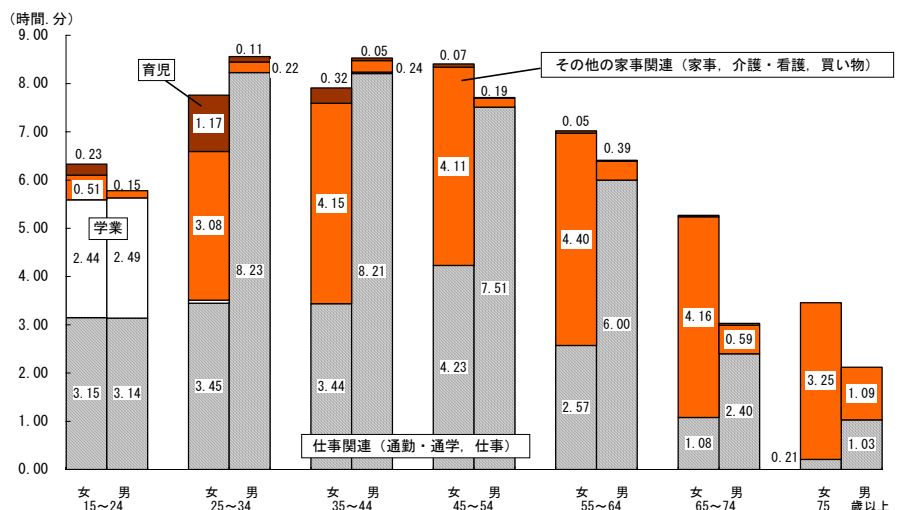


(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

1日の行動の種類別総平均時間数(15歳以上)



男女、年齢別の2次活動の生活時間



■ 健康

1 母子保健

周産期、乳児、新生児
及び妊産婦の死亡率は
近年は横ばい傾向

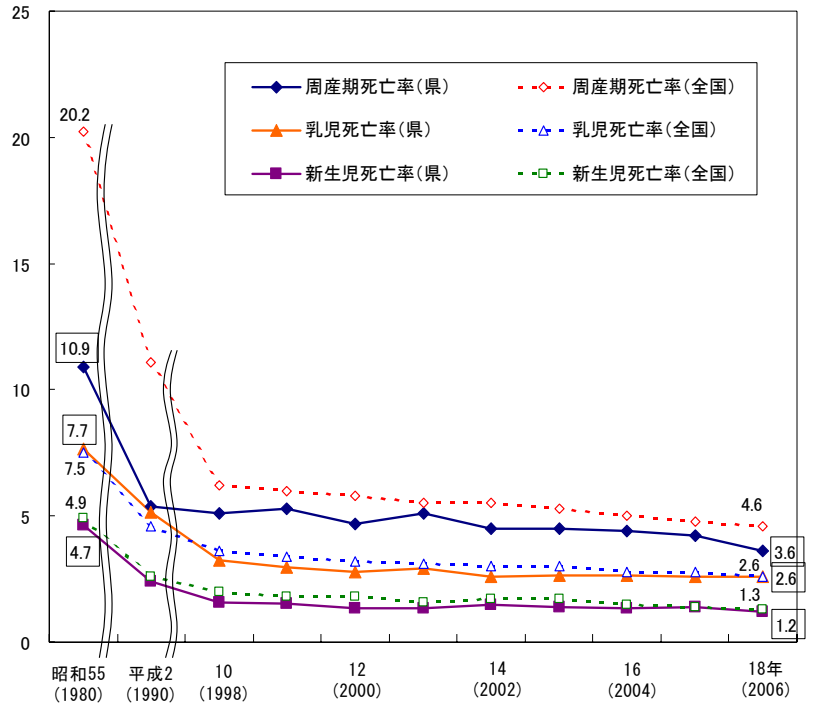
女性は、妊娠や出産の可能性
があることから、ライフサイク
ルを通じて、男性とは異なる健
康上の問題に直面することがあ
ります。

周産期、乳児、新生児、妊産
婦の死亡率の動向を見ると、
いずれの指標も年々低下して
います。また、近年では横ば
い傾向にあり、全国に比べて
低くなっています。

母子保健関係指標の推移

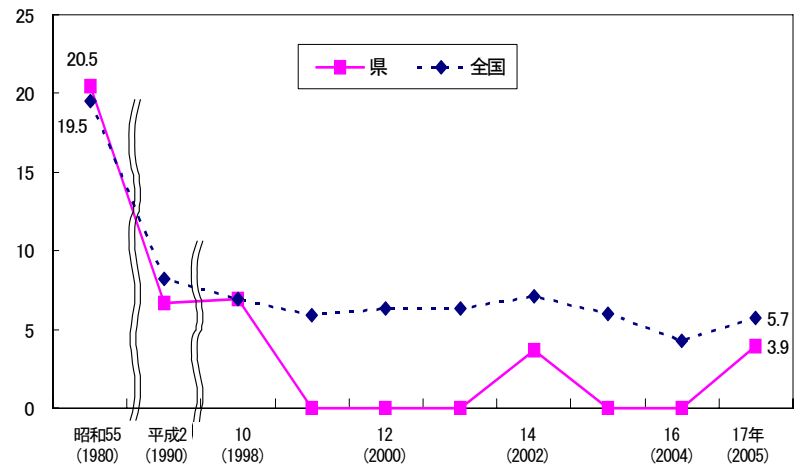
【周産期死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対、出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産10万対)



(注)

周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数×1,000

※妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えたもの。

乳児死亡率={年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

新生児死亡率={年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

妊産婦死亡率={年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数)}×100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成18(2006)年の数値については概数)

■ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント

1 相談件数等

こども家庭センター等における相談件数等は減少

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 18 (2006) 年度の相談件数は 6,413 件で、前年度より 749 件 (10.5%) 減少しています。相談件数のうち暴力逃避 (配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害) に関する相談は 1,968 件で, 30.7% を占めています。

また, 一時保護は 142 件で, 前年度より 23 件 (13.9%) 減少しており, そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス。41 ページ参照) に関するものは 95 件で 66.9% を占めています。

平成 18 (2006) 年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は, 電話相談が 2,020 件, 面接相談が 87 件となっています。

「エソール広島」相談事業における件数の状況 (平成 18 (2006) 年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	2,020	—
うちDV	259 (272)	12.8 (13.3)
面接相談	87	—
うちDV	17 (23)	19.5 (25.8)
相談合計	2,107	—
うちDV	276 (295)	13.1 (13.8)

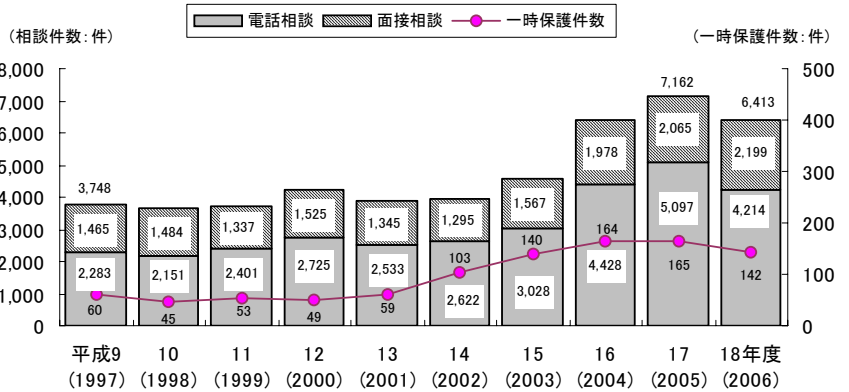
(注)括弧内は前年同期

2 性犯罪

電話相談件数は 249 件

平成 18 (2006) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 249 件となっており, 前年と比較すると, 減少していますが, 「過去の性犯罪被害の悩み」に関するものなどは増加しています。

こども家庭センター等における相談件数等の推移



こども家庭センター等における相談件数等の状況 (平成 18 (2006) 年度)

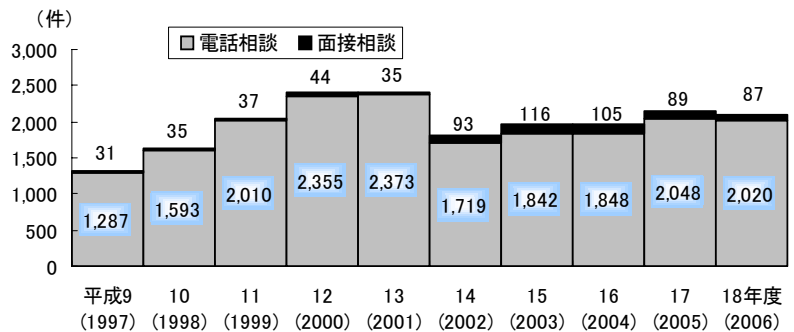
区分	件数 (件)	割合 (%)
面接相談	2,199	—
うち暴力逃避	706 (698)	32.1 (33.8)
電話相談	4,214	—
うち暴力逃避	1,262 (1,485)	29.9 (29.1)
相談合計	6,413	—
うち暴力逃避	1,968 (2,183)	30.7 (30.5)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	142	—
うちDV	95 (99)	66.9 (60.0)

(注) 括弧内は前年同期

資料: 広島県福祉保健部調べ

「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料: (財) 広島県女性会議調べ

「性犯罪相談 110 番」の受理件数

[平成 18 (2006) 年 1 月～12 月計]

内容	件数(件)	割合(%)
性犯罪の被害申告に関するもの	18 (15)	7.2 (3.8)
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	19 (9)	7.6 (2.3)
性的ないやがらせに関するもの	9 (5)	3.6 (1.3)
精神的な悩みに関するもの	4 (0)	1.6 (0.0)
男女の性に関するもの	15 (9)	6.0 (2.3)
事件容疑情報	18 (19)	7.2 (4.9)
つきまとい行為に関するもの	8 (5)	3.2 (1.3)
男女間暴力	6 (7)	2.4 (1.8)
上記以外の相談	152 (321)	61.0 (82.3)
合計	249 (390)	
女性	77 (79)	30.9 (20.3)
男性	39 (24)	15.7 (6.2)
不明	133 (287)	53.4 (73.6)

(注) 括弧内は前年同期

資料: 広島県警察本部調べ

3 セクシュアル・ハラスメント

【被害の有無・有無の認識と内容】

パートを含む男女とも、約20%が「あった」、「あったと思う」と回答

パートを含む男女従業員とも、それぞれ約20%が、セクシュアル・ハラスメント（42 ページ参照）が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

内容では、「性的な冗談やかからかい、質問をされた」が43.4%と最も多く、次いで「不必要に肩や腰等身体を触られた」が40.7%となっています。

【防止対策の有無と内容】

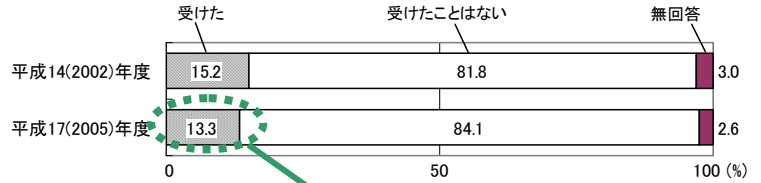
防止対策を講じている事業主の割合は37.4%

事業主は男女雇用機会均等法（29 ページ参照）により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の37.4%が防止対策を講じています。

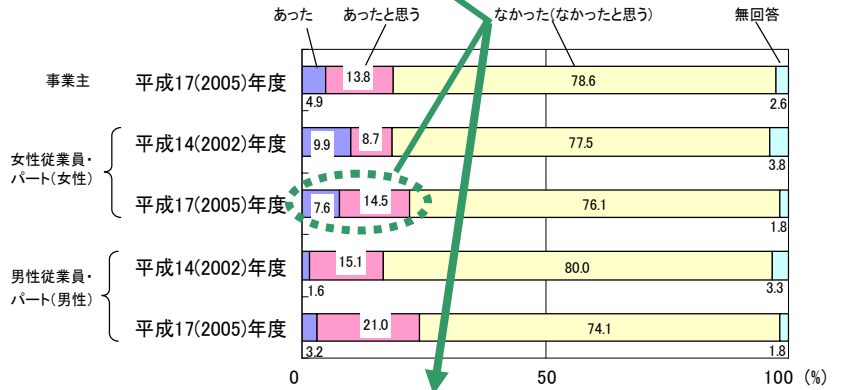
内容では、「就業規則等への明文化」が61.0%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」が48.6%となっています。

(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）・14（2002）年度は 2,000 社）及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人（平成 11（1999）・14（2002）年度は 2,000 人）
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

本人のセクシュアル・ハラスメント被害の有無 【女性従業員、パート(女性)調査】



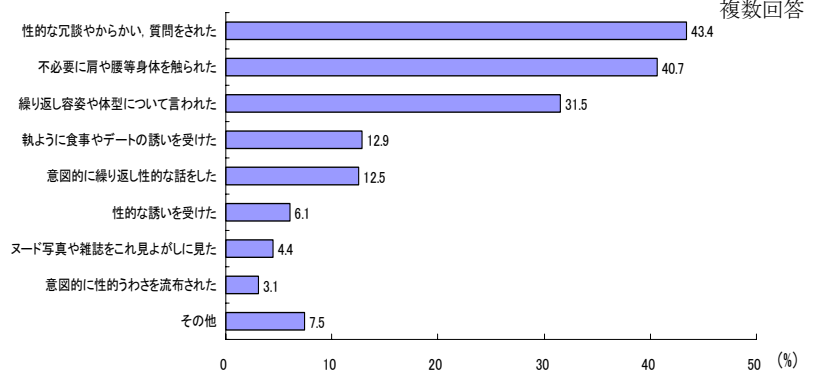
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの有無の認識



セクシュアル・ハラスメントの内容【平成17(2005)年度】

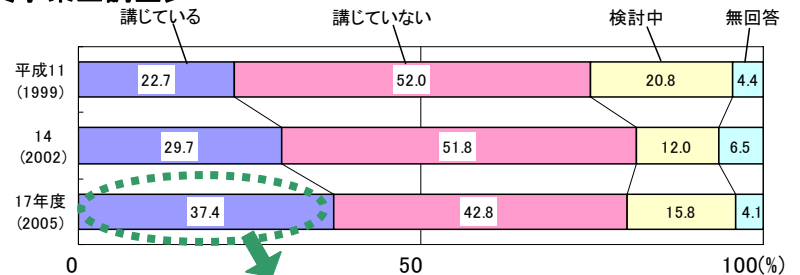
【女性従業員、パート(女性)調査】

(「セクハラを受けた」「セクハラがあった」「あったと思う」と回答した従業員) 複数回答



セクシュアル・ハラスメント防止対策の有無

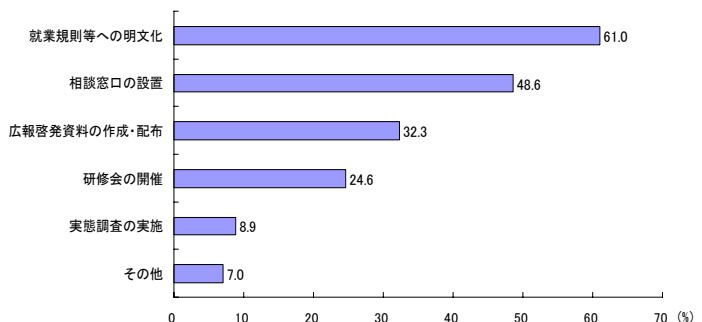
【事業主調査】



セクシュアル・ハラスメント防止対策の内容

【平成17(2005)年度】

(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主) 複数回答



2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所
	本 県	全 国			
総人口		2,870,907 人	127,055,025 人	12	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,481,012 人	64,899,794 人	12	
	男 性	1,389,895 人	62,155,231 人	12	
65歳以上人口		604,276 人	25,792,190 人	11	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
	女 性	354,619 人	14,901,231 人	11	
	男 性	249,657 人	10,890,959 人	12	
15歳未満人口		404,267 人	17,533,066 人	12	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
	女 性	196,765 人	8,549,534 人	12	
	男 性	207,502 人	8,983,532 人	12	
世帯数	1,187,580 世帯	51,102,005 世帯	11	平成 18 (2006)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.42 人	2.49 人	36	平成 18 (2006)年 3月 31日	総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
3世代同居率	6.8%	8.6%	39	平成 17 (2005)年 10月 1日	総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
平均寿命	—	—	—	平成 12 (2000)年	厚生労働省 「都道府県別生命 表」
女 性	85.09 歳	84.62 歳	11		
男 性	77.76 歳	77.71 歳	22		
平均初婚年齢	—	—	—	平成 18 (2006)年	厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
女 性	27.8 歳	28.2 歳	22		
男 性	29.5 歳	30.0 歳	26		
婚姻率 (人口千対)	5.7 人	5.8 人	10		
離婚率 (人口千対)	1.93 人	2.04 人	31		

項 目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	8.9 人	8.7 人	8	平成 18 (2006)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.37 人	1.32 人	21			
死亡率 (人口千対)	9.0 人	8.6 人	28			
就業率		56.9%	56.0%	22	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同参画調査)
	女 性	46.4%	45.5%	22		
	男 性	68.3%	67.3%	20		
共働き率	46.1%	44.4%	29	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同参画調査)	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)		155.4 時間	150.2 時間	18	平成 17 (2005)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」
	女 性	134.0 時間	130.9 時間	28		
	男 性	169.9 時間	164.5 時間	7		
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)		327.9 千円	344.9 千円	11		
	女 性	206.2 千円	211.2 千円	23		
	男 性	409.9 千円	425.5 千円	14		
平均勤続年数 (注2)		12.1 年	12.0 年	25	平成 18 (2006)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査報告」
	女 性	8.9 年	8.8 年	27		
	男 性	13.4 年	13.5 年	24		
高等学校等進学率		97.4%	97.7%	37	平成 18 (2006)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」
	女 性	97.7%	98.0%	38		
	男 性	97.2%	97.4%	34		
大学等進学率		56.8%	49.3%	3		
	女 性	57.0%	50.6%	5		
	男 性	56.7%	48.1%	2		

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平均勤続年数の本県の全労働者の数値(12.1年)及び全国順位(25位)については、厚生労働省「平成18(2006)年賃金構造基本統計調査(都道府県別速報)」によるものである。